

平成30年度  
「「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」のうち  
「イノベーション創出強化研究推進事業」について

平成30年1月

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室  
農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター

# 目次

- 1 「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業について .....2
  
- 2 提案公募型研究事業「イノベーション創出強化研究推進事業」について
  - 2-1 研究ステージ .....4
  - 2-2 事業のポイント .....5
  - 2-3 申請者の要件(研究ステージ共通).....6
  - 2-4 「知」の集積と活用からの提案への優遇(研究ステージ共通).....7
  - 2-5 各研究ステージについて
    - 2-5-1 基礎研究ステージ .....8
    - 2-5-2 応用研究ステージ .....11
    - 2-5-3 開発研究ステージ .....14
  - 2-6 今後のスケジュール(予定) .....23
  
- 3 「知」の集積による産学連携推進事業について .....24
  
- (参考) .....25

# 1 「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出推進事業について

平成30年度概算決定額 【4,390百万円】

## 対策のポイント

- 農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集した研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施

## 背景／課題

- 我が国の農林水産・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくためには、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究開発が必要
- このため、様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの場として、「知」の集積と活用の場」を創設し、イノベーション創出に向けた環境を整備したところ
- 今後の提案公募型の研究開発は、革新性をより高めてイノベーションの創出を目指す観点から、「知」の集積と活用の場」による取組を重点的に推進

## 政策目標

- 基礎研究ステージ及び応用研究ステージにおける実施課題の70%以上において、革新的な技術成果や実用化につながる技術成果を創出
- 開発研究ステージにおける実施課題の80%以上において、商品化・事業化が有望な研究成果を創出

## 主な内容

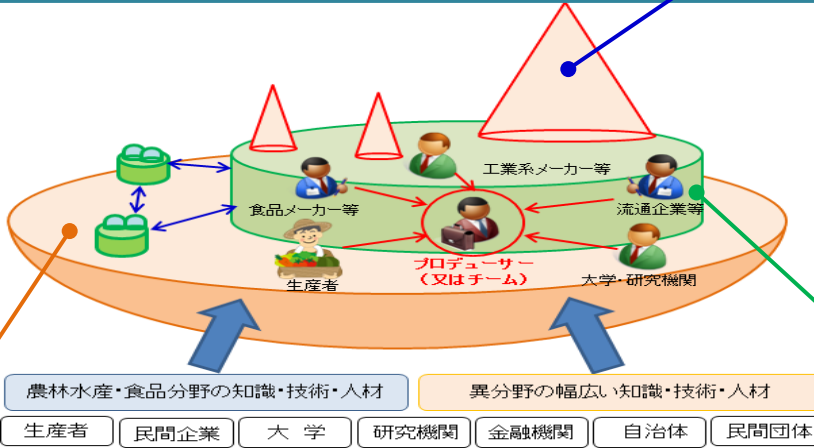
1. イノベーション創出強化研究推進事業〔事業実施主体：(国研)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)〕  
基礎段階から実用化段階の提案公募型研究において、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向け、「知」の集積と活用の場」による研究開発を重点的に推進
2. 「知」の集積による産学連携推進事業〔委託先：民間団体等〕  
「知」の集積と活用の場における産学官連携協議会の運営や、研究開発プラットフォームの研究戦略・知財戦略の策定等を支援

# 1 「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出推進事業について

## 「知」の集積と活用の場 (新たなオープンイノベーションの仕組み)

### ③研究コンソーシアム

研究開発プラットフォームの戦略に基づき、**商品化・事業化につながる革新的な技術開発**を実施



### ②研究開発プラットフォーム

プロデューサー(又はチーム)を中心とし、**新産業の創出につながる研究開発を実施するための戦略**を作成。**62の研究開発プラットフォームが設立**(平成29年12月14日現在)

### ①産学官連携協議会

**多様な会員**が集まり、会員の相互交流を通じて研究開発プラットフォームの形成を促進  
農林水産・食品産業のほか、化学、医学、情報工学等多様な分野から**約1,900の会員が入会**  
(平成29年12月14日現在)

## 「知」の集積と活用の場による イノベーション創出推進事業

### イノベーション創出強化 研究推進事業

〔イノベーション創出を重点的に強化する提案公募型の研究開発事業〕

- ・「知」の集積と活用の場の研究コンソーシアムから提案される研究課題については、**優先採択**するとともに、**研究費・研究期間を拡充**
- ・研究ステージに応じた支援

### 「知」の集積による 産学連携推進事業

〔イノベーション創出に向け、「知」の集積と活用の場の取組及び研究成果の普及を加速化するための各種支援〕

- ・セミナー開催等の協議会運営に対する支援
- ・研究開発プラットフォームにおける戦略づくり等への支援
- ・全国に配置するコーディネーターによる、ニーズ・シーズの収集やマッチングの支援等

イノベーション創出に向けた  
研究開発の推進

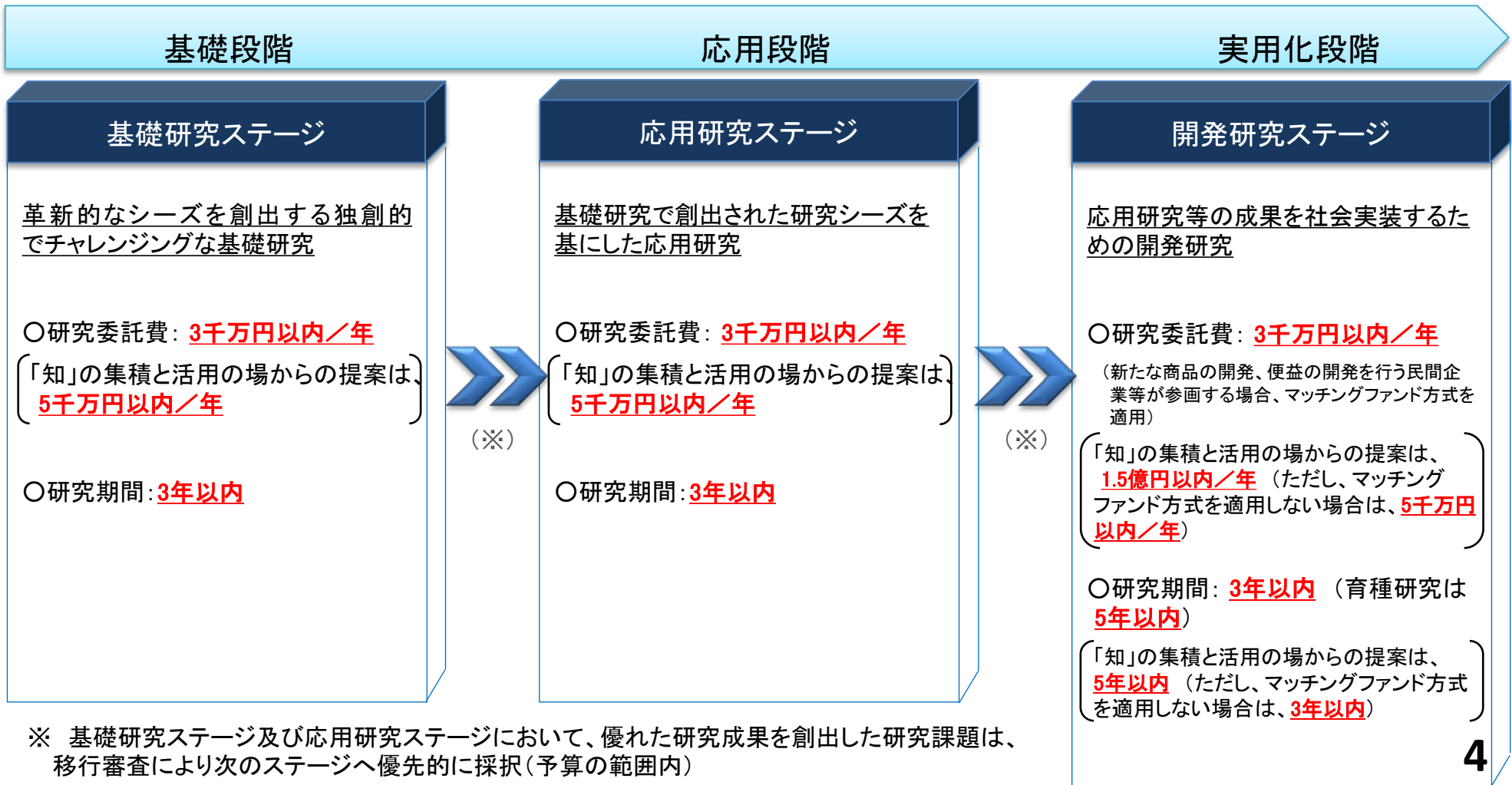
「知」の集積と活用の  
場づくりの推進

「知」の集積と活用の場を核としたイノベーションの創出

農林水産・食品産業の競争力強化、成長産業化

## 2-1 研究ステージ

- 農林水産・食品分野における産学連携研究による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
- 「知」の集積と活用の場の研究コンソーシアムから提案される研究課題について、優先的に採択するとともに、**研究費・研究期間を拡充**



## 2-2 事業のポイント

### 1. 明確な研究目標の設定と確実な社会実装

#### ○ 開発研究ステージについて

- ① 農林水産省が現場のニーズを把握し、重要性・緊急性の高い課題については、重点課題としてポイント加算等・・・(17頁)
- ② その際、特に生産性向上等に係るもの(単収の向上、コスト削減、労働時間削減等)については、数値目標を明確化(現行より2割以上向上)して募集・・・(17頁)
- ③ 農業者等、成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化・・・(18頁)
- ④ 申請時に作成する事業化・実用化の役割分担を明確にした、研究成果の出口戦略を採択時の審査に反映・・・(18頁)

### 2. 民間投資の誘発と企業による研究成果の実用化の促進

#### ○ 開発研究ステージについて

- ① 民間企業等が参画して製品化・事業化を行う提案については、全てポイント加算・・・(18頁)
- ② 一方で、当該民間企業等に、研究資金の一定割合を負担(マッチングファンド方式)・・・(19頁～22頁)

#### ○ ステージ共通

- ・ 「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの、異分野を含む多様な分野が参画してイノベーションを創出する提案へのポイント加算等・・・(9頁～)

## 2-3 申請者の要件（研究ステージ共通）

### ○ 代表機関の要件

- 法人格を有する研究機関等であること
- 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
- 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究総括者及び経理責任者を設置していること
  - ※ 生研支援センターが認めた場合に限り、研究総括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設置可能

### ○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可



## 2-4 「知」の集積と活用の中からの提案への優遇（研究ステージ共通）

- 「知」の集積と活用の中によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用の中による研究開発プラットフォームからの提案については優遇
  - ①研究委託費上限額の拡大
  - ②研究期間の延長（開発研究ステージのみ）
  - ③採択審査時にポイント加算等
- 具体的な措置については、各研究ステージの概要を参照

### ○ 優遇を受けるための要件

- 「知」の集積と活用の中の研究開発プラットフォームから形成された研究コンソーシアムであること
- 研究コンソーシアムが、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成されていること

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者



研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基にした、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：単独の研究機関又は研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はなし）

### 【「知」の集積と活用の中からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム

#### ※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

## ○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント) 120点満点

科学的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①新規性・先導性・優位性	20点
	②目標の明確性・達成可能性	10点
効率性	③研究計画に対するコストの妥当性	10点
	④研究計画の妥当性	10点
	⑤研究実施体制	10点
有効性	⑥農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
	⑦研究成果の波及効果	10点
計		<b>80点満点</b>

行政的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①行政的な必要性	10点
	②農林水産業・食品産業への貢献	10点
計		<b>20点満点</b>

+

加算ポイント		
審査項目		点数
いずれかに該当する提案(重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案	10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
知的財産の管理体制の整備 注)整備されていない場合、整備後に委託契約を締結		5点
次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題 ⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		5点

※ 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

## ○ 2次(面接)審査の審査基準(2次評価ポイント) 110点満点

科学的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①新規性・先導性・優位性	20点
	②目標の明確性・達成可能性	10点
効率性	③研究計画に対するコストの妥当性	10点
	④研究計画の妥当性	10点
	⑤研究実施体制	10点
有効性	⑥農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
	⑦研究成果の波及効果	10点
計		<b>80点満点</b>

行政的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①行政的な必要性	10点
	②農林水産業・食品産業への貢献	10点
計		<b>20点満点</b>

「知」の集積と活用場のポイント(※)	
〔「知」の集積と活用場の場からの提案のみ審査〕	
審査項目	点数
「知」の集積と活用場の趣旨との整合性	10点
計	<b>10点満点</b>
加算ポイント	
審査項目	点数
「研究ネットワーク」からの提案(「知」の集積と活用場のポイントとの重複加算なし)	3点

+

※ 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

基礎研究で創出された研究シーズを基にした、実用化段階の研究開発に向けた応用研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はなし）

### 【「知」の集積と活用の中からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム

#### ※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

## ○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント) 120点満点

科学的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①新規性・先導性・優位性	10点
	②目標の明確性・達成可能性	10点
効率性	③研究計画に対するコストの妥当性	10点
	④研究計画の妥当性	10点
	⑤研究実施体制	10点
有効性	⑥農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
	⑦研究成果の波及効果	10点
計		<b>70点満点</b>

行政的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①行政的な必要性	10点
	②施策との整合性	10点
有効性	③農林水産業・食品産業への貢献	10点
計		<b>30点満点</b>



加算ポイント		
審査項目		点数
いずれかに該当する提案(重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案	10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
知的財産の管理体制の整備(注)整備されていない場合、整備後に委託契約を締結		5点
次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題 ⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		5点

※ 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

## ○ 2次(面接)審査の審査基準(2次評価ポイント) 110点満点

科学的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①新規性・先導性・優位性	10点
	②目標の明確性・達成可能性	10点
効率性	③研究計画に対するコストの妥当性	10点
	④研究計画の妥当性	10点
	⑤研究実施体制	10点
有効性	⑥農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
	⑦研究成果の波及効果	10点
計		<b>70点満点</b>

行政的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①行政的な必要性	10点
	②施策との整合性	10点
有効性	③農林水産業・食品産業への貢献	10点
計		<b>30点満点</b>

「知」の集積と活用場のポイント(※)	
〔「知」の集積と活用場の場からの提案のみ審査〕	
審査項目	点数
「知」の集積と活用場の趣旨との整合性	10点
計	<b>10点満点</b>
加算ポイント	
審査項目	点数
「研究ネットワーク」からの提案(「知」の集積と活用場の場ポイントとの重複加算なし)	3点

+

※ 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

応用研究で創出された研究シーズを基にした、農林水産・食品分野における生産現場の課題解決を図る実用化段階の開発研究

●研究実施期間：3年以内（育種研究は5年以内）

●研究委託費：3千万円以内／年（※）

※ 研究開発を進めることが民間企業等の新たな商品の開発、便益の開発を行うこととなる場合には、当該民間企業等は研究費の一定割合を負担（マッチングファンド方式）

※民間企業等：セクターⅣに分類される研究機関等

●申請者の要件：2セクター以上の研究グループ

研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

### 【「知」の集積と活用の中からの提案の優遇措置、要件】

●研究実施期間：5年以内

（ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画しないことからマッチングファンド方式を適用しない場合、3年以内）

●研究委託費：1億5千万円以内／年（※）

（ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画しないことからマッチングファンド方式を適用しない場合、5千万円以内／年）

●申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム



## ○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント) 140点満点

科学的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①新規性・先導性・優位性	10点
	②目標の達成可能性	20点
効率性	③研究コスト・研究実施期間	10点
	④研究実施体制	10点
有効性	⑤研究成果の波及効果	10点
計		<b>60点満点</b>

行政的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①行政的な必要性	10点
	②施策との整合性	10点
有効性	③ <u>実用化・事業化への発展可能性</u>	20点
	④農林水産業・食品産業への貢献	10点
計		<b>50点満点</b>

加算ポイント		
審査項目		点数
いずれかに該当する提案(重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案	10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する課題		5点
重点課題に対応した課題		5点
知的財産の管理体制の整備 <small>注)整備されていない場合、整備後に委託契約を締結</small>		5点
次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題 ⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		15点

※ 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

○ 2次(面接)審査の審査基準(2次評価ポイント) 140点満点

科学的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①新規性・先導性・優位性	10点
	②目標の達成可能性	20点
効率性	③研究コスト・研究実施期間	10点
	④研究実施体制	10点
有効性	⑤研究成果の波及効果	10点
計		<b>60点満点</b>

行政的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①行政的な必要性	10点
	②施策との整合性	10点
	③ <u>実用化・事業化への発展可能性</u>	20点
有効性	④農林水産業・食品産業への貢献	10点
計		<b>50点満点</b>

国民的・社会的ポイント(※)		
審査項目		点数
必要性	①国民目線からの必要性	10点
有効性	②国民目線からの有効性	10点
計		<b>20点満点</b>

「知」の集積と活用場のポイント(※)		
「知」の集積と活用場の提案のみ審査		
審査項目		点数
「知」の集積と活用場の趣旨との整合性	マッチングファンド方式を適用	10点
	マッチングファンド方式を適用しない	5点
計		<b>10点満点</b>

加算ポイント		
審査項目		点数
「研究ネットワーク」からの提案(「知」の集積と活用場のポイントとの重複加算なし)		3点

※ 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

## 1. 行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題(審査において優遇)

- 農業競争力強化プログラムに基づき、農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標に基づく技術開発やイノベーションの創出につながる研究開発を推進
- このため、農林漁業者、食品事業者等の意見等を踏まえ、現場ニーズの高い「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題(重点課題)」を設定し、開発研究ステージにおいて、これに該当する研究課題をポイント加算
- 重点課題に対応した研究を提案しようとする申請者は、重点課題に該当することがわかるように、数値目標を設定する等具体的な研究目標を記載することが必要

## 重点課題

## ＜生産性向上等に資する課題＞

品目や分野を問わず、原則、以下のア～オを重点課題と設定

- ア 収量の概ね2割以上増加
- イ 労働生産性の概ね2割以上向上
- ウ コストの概ね2割以上削減
- エ 収益の概ね2割以上向上
- オ 所得の概ね2割以上向上

## ＜生産性向上等に資する以外の課題＞

研究目標が生産性向上等に資する以外の重点課題を提示

(例)

- ア (作物)の品種判別技術の開発
- イ (作物)が有する機能性成分  
○○○における機能性解明
- ウ ○○○病の防除技術の開発

※重点課題の具体的な内容は公募時に提示します。

### 2. 研究成果である開発技術の評価と改善の必須化

- 農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化

(例)

- ① 農業者等がコンソーシアムに参画し、栽培技術等の実証試験を実施
- ② 農業者、消費者、実需者等が、研究推進会議に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
- ③ マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき改善

### 3. 申請時における研究成果の出口戦略の作成

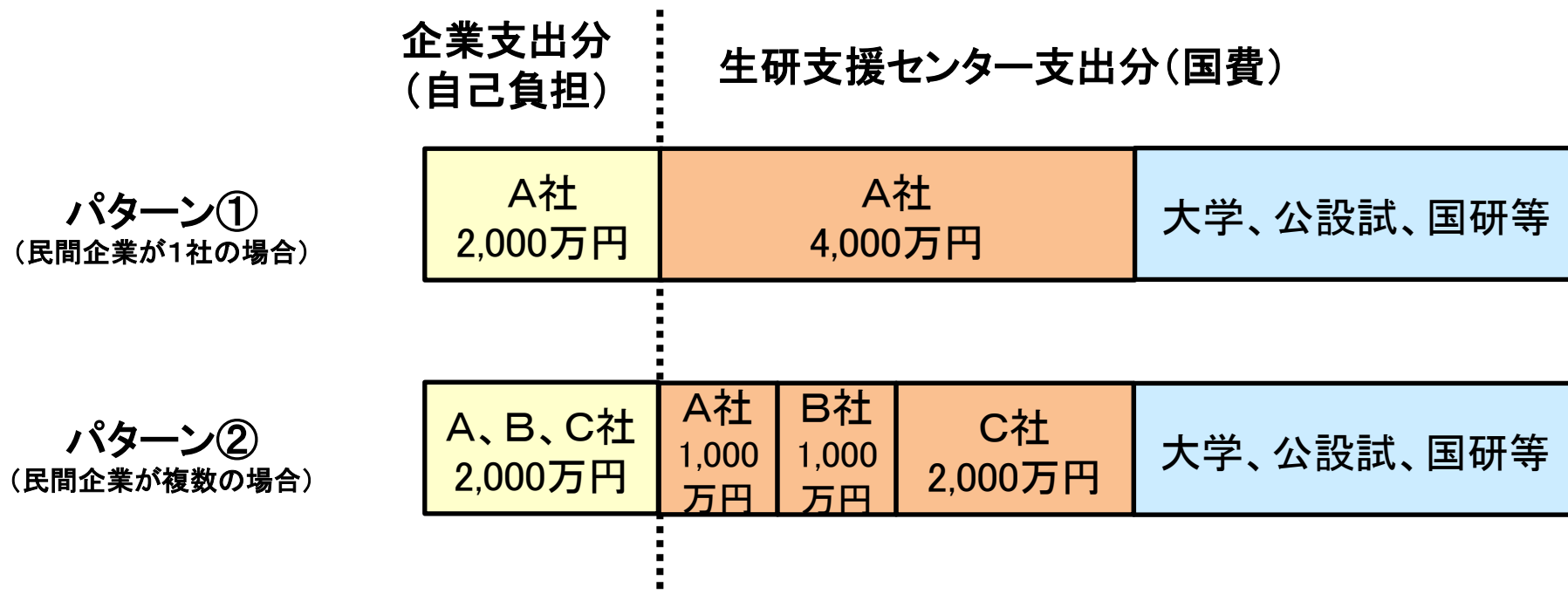
- 研究成果を確実かつ迅速に社会実装につなげるため、研究コンソーシアムにおける事業化・実用化の役割分担を明確にした、研究成果の出口戦略を申請時に作成(申請書内に記載)
- 出口戦略は、採択時の審査に反映

### 4. 民間企業等が参画している提案へのポイント加算

- 民間企業等による事業化を促進し、投資を誘発するため、民間企業等が参画して製品化・事業化を行う提案(マッチングファンド方式の適用)へのポイント加算

- 研究開発を進めることが民間企業等の新たな商品、便益の開発を行うこととなる場合、当該民間企業等が必要とする国費の1/2以上を負担(マッチングファンド方式)

### 【マッチングファンド方式のイメージ】



- 国費や自己負担は、研究グループの取り決めに従って配分
- 自己資金を負担する民間企業については、直近3期の決算報告において、㊦1期でも債務超過が有る、㊧3期連続して経常損失を計上している、場合は採択されないことがある

※ これまでの「知」の集積と活用の場による研究開発モデル事業」では民間企業が負担する額は、研究グループ全体の国費の1/2以上としていたが、中小企業等が参画しやすいよう、民間企業の研究に係る国費の1/2以上に変更

## 【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等

## ○ 自己負担を行う必要がない民間企業等の例

## ① 研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業

例1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー

例2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

## ② 研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画

（この場合、提案書において、利益を享受しない（特許権等の権利者とならない等）ことが分かるよう明記）

※民間企業等：セクターIVに分類される、民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

## ○ 研究途中又は研究終了後、研究成果の活用により利益を得たことが判明した場合は、研究当初にさかのぼってマatchingファンドを満たすよう、国費を返還



## 委託費に計上できる経費

## 1) 直接経費

## ① 物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

## ② 人件費・謝金

- ・人件費

〔 国、地方公共団体からの交付金等で手当てしている常勤職員の人件費は不可 〕

- ・謝金

## ③ 旅費

## ④ その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他(諸経費)

〔 上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 〕

- ・消費税等相当額

## 2) 間接経費

## 自己資金

## 1) 左記1)①～④の経費

## 2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

## 3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

(試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外)

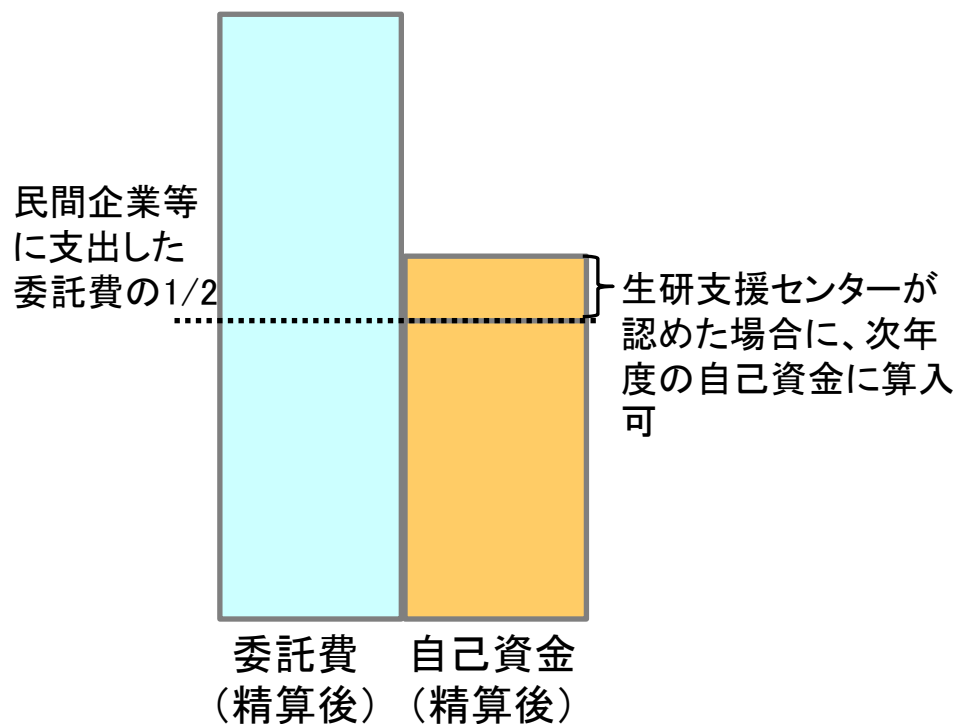
過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

2)及び3)の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

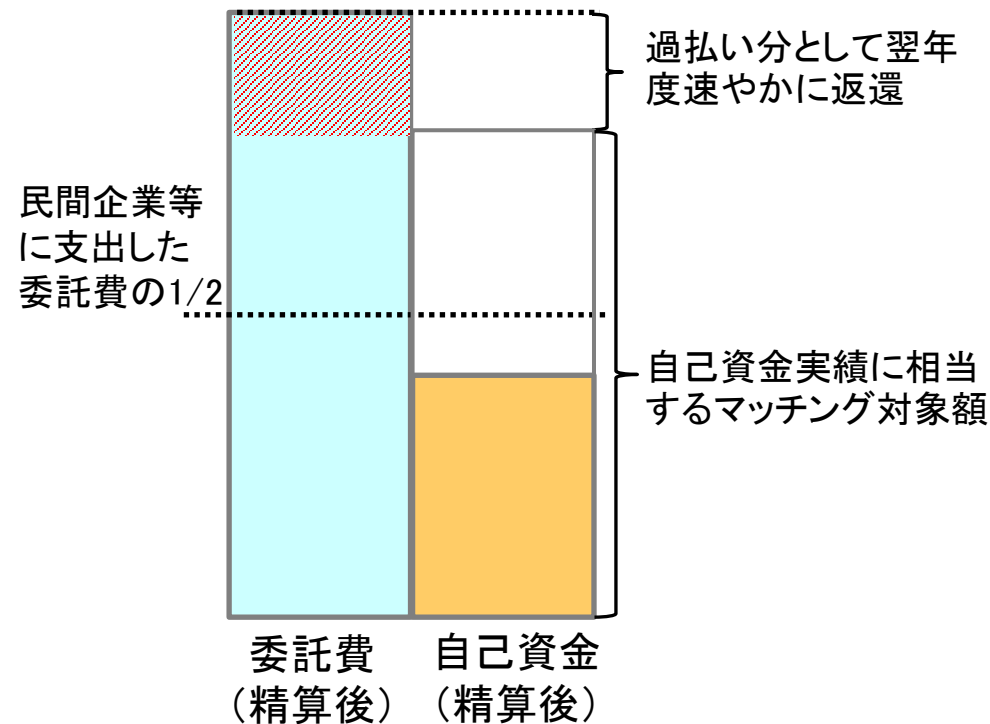


- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がMatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

### 自己資金がMatching対象額を超過した場合



### 自己資金がMatching対象額に満たない場合



## 2-6 今後のスケジュール（予定）



### 3 「知」の集積による産学連携推進事業について

- イノベーション創出に向け、「知」の集積と活用の場の取組及び研究成果の普及を加速化するための各種支援を実施

#### 「知」の集積と活用の場推進事業

##### 「知」の集積と活用の場産学官連携協議会の運営

生産者、民間企業、大学、研究機関、NGO/NPO、金融機関、地方自治体、消費者等の多様な者が参画し、農林水産・食品分野とさまざまな分野の者が、セミナー・ワークショップ等を通じて、交流を図り、研究開発プラットフォームの形成を促進。



セミナー・ワークショップなどによる会員同士のネット  
ワーク化を通じ、研究開発プラットフォーム(共通のテー  
マに取組む仲間作り)の形成を促進。

##### 研究開発プラットフォームにおける戦略づくり

「知」の集積と活用の場で、研究開発プラットフォームがプロデューサー(又はチーム)を中  
心とし、新産業の創出につながる研究開発を実施するための戦略づくりを推進。

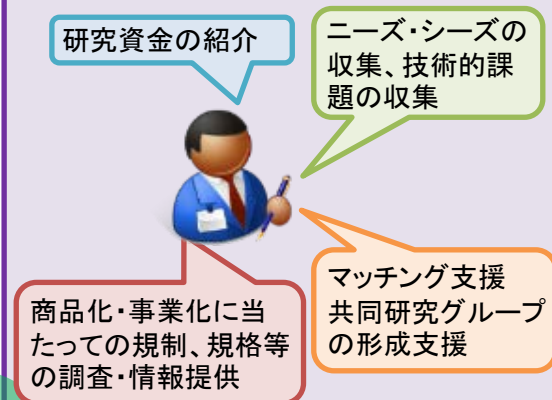


##### 研究開発プラットフォーム



#### 産学連携支援事業

コーディネーターを全国に配置し、さまざま分野とのマッチングに有効な農林水産・食品分野のニーズ・シーズを収集するとともに、マッチング支援や研究資金紹介等の支援を実施。



#### 連携

##### 研究成果普及加速化事業

全国各地域の研究機関、大学、民間企業、生産者等が一堂に会する交流と情報発信の場であるアグリビジネス創出フェアを開催。

# (参考) e-Radでの応募①

## 【応募】

### (1) 応募期間

- ◆ 1月中旬～2月中旬(予定)

### (2) e-Radシステムの使用



- ◆ 応募は全て府省共通研究開発管理(e-Rad)システムを使用

- ◆ e-Radシステムにアクセスするためには、事前に研究機関登録、研究者登録が必要

- ◆ 研究機関登録、研究者(個人の場合)登録は文部科学省のe-Rad 担当へ申請

(注) 登録手続きには約2週間程度必要のため、早めに申請が必要

- ◆ 応募書類(研究課題提案書)の作成

- ◆ e-Radに基本情報を入力

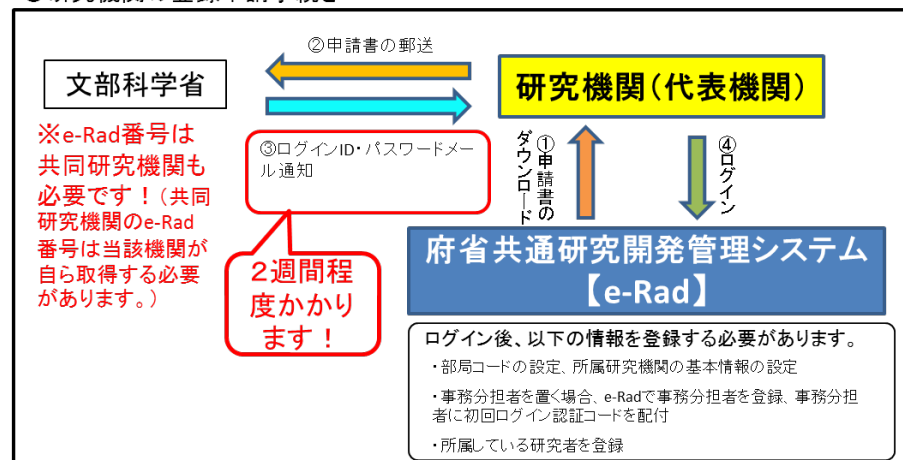
- ◆ 応募書類(研究課題提案書)を添付(PDFファイルのみ)

- ◆ 研究機関の事務担当者が「承認」の処理・確認

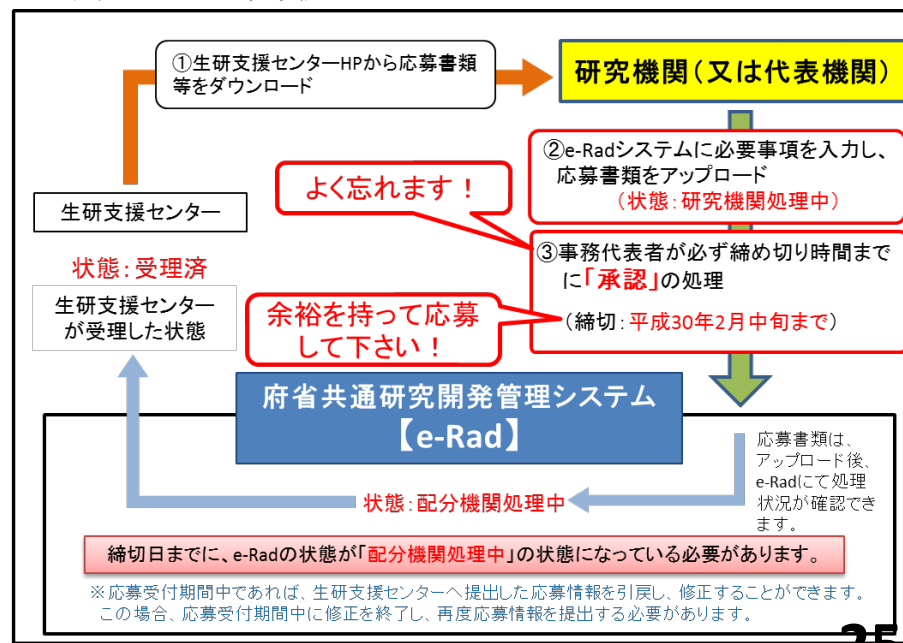
(注) 応募締切直前は、応募が殺到し、e-Radシステムが繋がりにくくなる可能性があるため、余裕を持って応募登録が必要

## e-Radによる応募の流れ

○ 研究機関の登録申請手続き



○ 研究実施計画の応募手続き



## (参考) e-Radでの応募②

- 生研支援センターでは、平成30年度予算成立後、可能な限り早期に研究開発に着手いただくため、**予算成立前に公募を実施**することとしました。
- 今回公表した**事業内容は、今後、予算成立までの過程で変更となる可能性**がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

本事業への応募はすべて、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行います。

**郵送や直接の持ち込み、e-mail等では一切受け付けません。**

e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。

応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、一週間程度の余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行って下さい。

◆情報提供サイト:e-Radポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先:

e-Radヘルプデスク

TEL 0570-066-877

受付時間 9:00~18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

## (参考) これまでの提案公募型事業

### 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 (農食事業)

#### 【事業概要】

- 産学官の研究勢力を結集して実施する研究開発を基礎段階から実用化段階まで継ぎ目なく支援し、生産現場での実用化につながる研究成果を創出

【事業期間】 平成25年度～平成29年度

【事業実施主体】 農林水産省

【研究期間】 5年以内

【研究委託費】 上限3千万円／年

### 「知」の集積と活用による研究開発モデル事業 (モデル事業)

#### 【事業概要】

- 農林水産・食品分野に様々な分野の多様な知識・技術等を導入する「「知」の集積と活用」の研究開発プラットフォームから提案された研究課題について、マッチングファンド方式により支援

【事業期間】 平成28年度～平成32年度

【事業実施主体】 生研支援センター

【研究期間】 3～5年間

【研究委託費】 4千万円～3億円／年  
(企業側の負担: 2千万円～1.5億円)



# (参考) 「知」の集積と活用について (我が国におけるオープンイノベーションの推進)

- 農林水産・食品分野に農林水産業以外の分野 (民間企業等) のアイデア・技術等を導入し、生産者のニーズの実現や課題解決を図る、**新たな産学官連携研究の仕組み (「知」の集積と活用) を整備。**

## 産学官共同研究の現状と問題点

・**従来型の分野内の連携**では、**イノベーションの創出には限界**



・**農林水産・食品分野は、ビジネスモデルが見通しにくく、民間企業からの投資を呼び込みにくい**

・**研究者は、シーズ起点の発想**

## 新たな考え方と仕組み(「知」の集積と活用)の構築)

### ・多様な業種の「知」の結集とマッチングの場づくり

新たなオープン・イノベーションの仕組みとして、「知」の集積と活用)の場 産学官連携協議会を平成28年4月に設立。農林水産・食品産業だけでなく、電機・精密機器製造業、化学工業、医薬品製造業、建設業、情報通信業、卸売業(商社)、金融業など多様な業種の「知」が集結。

- 例えば・・・
- 熱遮断フィルムの技術 → 園芸用ハウス資材への活用
  - 高耐久性ゴムの技術 → 農機用タイヤへの活用
  - 殺菌用LEDの技術 → 農産物の鮮度保持への活用
  - 水質浄化の技術 → 閉鎖循環型の陸上養殖への活用
  - 建機の技術 → 農業機械への活用

### 産学官連携協議会

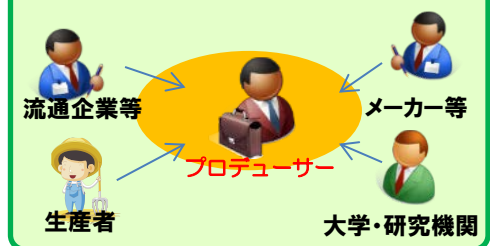
○多様な会員の相互交流を通じて研究開発プラットフォームの形成を促進する場



多様な他分野のアイデア・技術等を導入

- ・民間企業の研究開発投資へのインセンティブ付与
- ・プロデューサーが、商品化・事業化の進捗を管理

### 研究開発プラットフォーム



## 研究コンソーシアム

【目的達成のための研究開発を行なうグループ】

### 着実な研究開発のため

- ・他府省を含め各種事業の活用を促進
- ・民間投資を呼び込む新たな研究



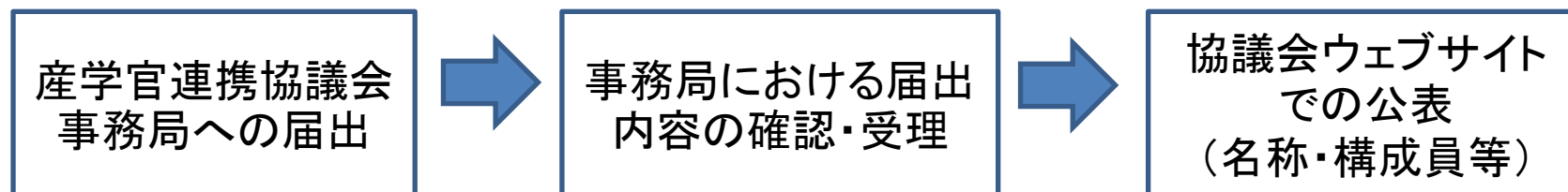
他分野・他業種の力によるイノベーション創出の加速化



## (参考) 「知」の集積と活用の中 研究開発プラットフォームについて

- 研究開発プラットフォームは、産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題について、プロデューサーを中心として研究課題の具体化、知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うための活動を実施。

### 研究開発プラットフォーム設立の流れ



協議会への入会や研究開発プラットフォームの届出等の手続は協議会ウェブサイトから行ってください

URL: <https://www.knowledge.maff.go.jp/>

### 研究開発プラットフォームに求められること

- ・研究課題の具体化や構成員拡充等のための各種活動の実施(セミナー・ポスターセッション等への参加、研究開発プラットフォーム主催のシンポジウムの開催、意見交換の実施等)
  - ・産学官連携協議会 運営委員会が主催するプロデューサー会議への出席
  - ・研究開発プラットフォームの活動状況の定期的な報告
- 等

※協議会ウェブサイトに掲載している各種資料も参照してください

- ・「知」の集積と活用の中 構築に向けた展開方向 (<https://www.knowledge.maff.go.jp/policy.html>)
- ・「知」の集積と活用の中 が目指すオープンイノベーションの形について (<https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/2d79fd62c64760c952dd774ce25133c284ab7f98.pdf>)
- ・過去のプロデューサー会議資料等(会員専用ページ) (<https://member.knowledge.maff.go.jp/Home/Index>)